

# 一般社団法人田川地区防災協会積立金規程

制定 平成25年4月1日

## (設置)

第1条 一般社団法人田川地区防災協会定款第38条第2項の規定に基づく積立金は、次の目的のため設置する。

- (1) 消防機材整備積立金 消防機材整備積立金蓄積のため
- (2) 特別事業積立金 特別事業積立金蓄積のため
- (3) 財政調整積立金 財政調整積立金蓄積のため

## (積立)

第2条 毎会計年度積立金として積み立てる額は、当該年度の予算をもって定める額とする。

## (管理)

第3条 積立金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実、かつ、有利な方法により保管しなければならない。

2 積立金に属する現金は、必要に応じ、最も確実、かつ、有利な有価証券に代えることができる。

## (積立金の繰入)

第4条 積立金の運用から生ずる利益は、収入支出予算にそれぞれ計上して、当該積立金に繰り入れるものとする。

## (剰余金の処分)

第5条 決算上剰余金を生じたときは、剰余金の全部又は一部を積立金に編入することができる。

## (委任)

第6条 この規定に定めるもののほか、積立金の管理に関して必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、一般社団法人の登記の日から施行する。